

児童発達支援管理責任者の要件について

(1) の実務経験かつ (2) の研修要件をみたすこと。

(1) 実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上で、当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ② ニの期間が通算して10年以上で、当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつヘの通算期間が5年以上である者

《児童発達支援管理責任者 実務経験一覧表》 ※下線部は平成29年4月から変更となった箇所

| | | |
|-----|--|--|
| イ | 次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間 | |
| | (1) | 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者 |
| | (2) | 児童相談所、 <u>児童家庭支援センター</u> 、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者 |
| | (3) | 障害児入所施設、 <u>乳児院</u> 、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、 <u>障害者支援施設</u> 、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>精神保健福祉センター</u> 、 <u>救護施設</u> 、 <u>更生施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>地域包括支援センター</u> その他これらに準ずる施設の従業者 |
| | (4) | 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者 |
| | (5) | <u>幼稚園</u> 、 <u>小学校</u> 、 <u>中学校</u> 、 <u>義務教育学校</u> 、 <u>高等学校</u> 、 <u>中等教育学校</u> 、 <u>特別支援学校</u> 、 <u>高等専門学校</u> その他これらに準ずる機関の従業者 |
| ロ | (6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれらに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・ロに掲げる資格を有している者 ・イの(1)から(6)に掲げる従業者の期間が1年以上の者 | |
| | 次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して、 直接支援の業務 （身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・保育士、児童指導任用資格者（※1） ・精神障害者社会復帰指導員 （以下「社会福祉主事任用資格者等」という。） | |
| | (1) | 障害児入所施設、助産施設、 <u>乳児院</u> 、 <u>母子生活支援施設</u> 、 <u>保育所</u> 、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、 <u>児童厚生施設</u> 、 <u>児童家庭支援センター</u> 、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、 <u>障害者支援施設</u> 、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>療養病床</u> （病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床）その他これらに準ずる施設の従業者 |
| | (2) | 障害児通所支援事業、 <u>児童自立生活援助事業</u> 、 <u>放課後児童健全育成事業</u> 、 <u>子育て短期支援事業</u> 、 <u>乳児家庭全戸訪問事業</u> 、 <u>養育支援訪問事業</u> 、 <u>地域子育て支援拠点事業</u> 、 <u>一時預かり事業</u> 、 <u>小規模住居型児童養育事業</u> 、 <u>家庭的保育事業</u> 、 <u>小規模保育事業</u> 、 <u>居宅訪問型保育事業</u> 、 <u>事業所内保育事業</u> 、 <u>病児保育事業</u> 、 <u>子育て援助活動支援事業</u> 、 <u>障害福祉サービス事業</u> 、 <u>老人居宅介護等事業</u> その他これらに準ずる施設の従業者 |
| | (3) | 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 |
| (4) | 特例子会社、助成金受給事業所（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所）その他これらに準ずる施設の従業者 | |

| | |
|---|--|
| | (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 その他これらに準ずる機関の従業者 |
| ハ | 老人福祉施設(※3)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※4)、地域包括支援センターの事業者が、 相談支援の業務 に従事した期間 |
| | 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業(※5)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、 社会福祉主事任用資格者等 である者が 直接支援の業務 に従事した期間 |
| ニ | ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間 |
| ホ | 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、 社会福祉主事任用資格者等 でない者が 直接支援の業務 に従事した期間 |
| ヘ | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 |

詳細：「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成24年3月30日号外厚生労働省告示第230号)

(※1) 児童指導員任用資格者

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第43条に定められた、以下のうちいずれかに該当する者

| | |
|---|---|
| ア | 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者 |
| イ | 社会福祉士の資格を有する者 |
| ウ | 精神保健福祉士の資格を有する者 |
| エ | 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| オ | 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 |
| カ | 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を選考する研究科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| キ | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ク | 以下の者で、2年以上児童福祉事業(※2)に従事した者 ・高等学校、又は中等教育学校を卒業した者 ・大学への入学を認められた者 ・通常の課程による12年の学校教育を修了した者(これに相当する学校教育を修了した者を含む) ・文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者 |
| ケ | 小・中学校、高校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者で、都道府県知事が適当と認めた者 |
| コ | 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者 |

(※2) 児童福祉事業

児童福祉法に基づく以下の事業及び幼保連携型認定こども園を経営する事業

ア 第1種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)及び児童自立支援施設

イ 第2種社会福祉事業

障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

ウ その他事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(※3) 老人福祉施設

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第5条の3に規定される次の施設

- ・老人デイサービスセンター（介護保険法にいう「通所介護」等）
- ・老人短期入所施設（介護保険法にいう「短期入所生活介護」）
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・老人介護支援センター

(※4) 介護老人保健施設

「老健（ろうけん）」とも言われ、介護保険が適用される介護サービスで、在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練を行う施設

(※5) 老人居宅介護等事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第5条の2第2項に規定される、身体上または精神上の障害のために、日常生活に支障がある人などを対象にして、居宅での入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談などの便宜を供与する事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

実務要件に関する経過措置

- 平成29年3月31日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設については、現に児童発達支援管理責任者として置かれている者あって、旧基準の実務経験者であった者は、平成30年3月31日までの間は実務要件を満たしているものとみなし、児童発達支援管理責任者として置くことができる。

(2) 研修要件

①及び②を修了すること。

①「児童発達支援管理責任者研修」

※平成24年3月31日までに「サービス管理責任者研修（児童分野）」を修了した者でも可。

②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」

※旧障害者ケアマネジメント研修修了者についても該当する場合があります。

研修要件に関する経過措置

○新規指定事業所の場合

実務経験者であるものについては、事業の開始日から起算して1年間は、研修要件を満たしているものとみなす。（ただし、当該事業の開始日が平成27年4月1日前の場合にあっては平成28年3月31日までの間、平成29年4月1日以降の場合にあっては平成30年3月31日までの間）

○やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合

実務経験者であるものについては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、研修要件を満たしているものとみなす。